

# 会 議 録

会議の名称	平成27年度 第1回弘前市成年後見支援協議会
開催年月日	平成27年12月17日(木)
開始・終了時刻	13時00分から14時15分まで
開催場所	市役所本館2階 特別会議室
議長等の氏名	弘前市医師会監事 梅村医院院長 梅村 芳文
出席者	弘前市成年後見支援協議会委員 山鹿高紀ほか7名 弘前市成年後見支援センター 三上富士子ほか3名
欠席者	青森県弁護士会 小田切さとる法律事務所 小田切 達
事務局職員の職氏名	健康福祉部理事 竹内守康 福祉政策課長 赤石仁 福祉政策課課長補佐 三上誠 福祉政策課総務係長 佐藤真紀
会議の議題	協議案件 1 市民後見人の現状について (ア) 市民後見人の受任状況について (イ) 後見監督業務について  2 その他
会議結果	下記の会議録のとおり
会議資料の名称	第1回弘前市成年後見支援協議会資料一式

事務局	<p>ただいまから平成27年度第1回弘前市成年後見支援協議会を開催いたします。私は事務局の福祉政策課です。この会議の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>最初に協議会委員の皆様への委嘱辞令の交付を執り行います。</p> <p>市長が皆様のお席まで参りますのでお名前を読み上げられましたらお立ちになって委嘱状をお受け取りくださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【委嘱辞令交付】</b></p>
事務局	<p>なお、本日は、1名の方が所用のため欠席となっております。それでは、ここで市長からご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>弘前市成年後見支援協議会の開催にあたりましてご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆様には、日頃から市政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>また、このたび、本協議会委員の任期満了に伴い、引き続き委員のご就任をお願い申し上げましたところ、快くご承諾をいただき、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、今年1月、厚生労働省は、全国で認知症を患う方が2025年に、7百万人を超えるとの推計を発表しました。これは65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症になる計算であり、従来予想をはるかに上回るペースのため、具体的な認知症対策が急がれる状況にあります。</p> <p>その対策の一つとして、成年後見制度は、認知症などで判断力が低下した人を支援するための制度でありまして、超高齢化社会が進行するなかで、利用者が、ますます増加するものと見込まれております。</p> <p>市では、平成25年6月に成年後見制度についての相談業務をはじめ、市民後見人の活動を支えるバックアップ体制機能の拠点として「成年後見支援センター」を、開設しており、平成26年度は458件の相談があり、必要性を実感しているところでございます。</p> <p>さらに、成年後見制度の周知及び利用促進に向け、関係機関の情報の共有や、体制整備等の課題を検討するために、本協議会を設置し、これまで皆様のご意見を賜ってまいりました。</p> <p>今後は、引き続き、本協議会委員の皆様には、専門の立場からのご意見を賜り、誰もが安心して暮らすことのできる弘前市を共につくってまいりたいと考えてございますので、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。</p>

事務局	<p>以上をもちまして委嘱状の交付を終わります。なお、市長は公務のため、これもちまして退席いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【市長退席】</b></p>
事務局	<p>会場整備をいたしますのでしばらくお待ちください。</p> <p style="text-align: center;"><b>【会場整備】</b></p>
事務局	<p>引き続きまして、弘前市成年後見支援協議会組織会に入ります。</p> <p>弘前市成年後見支援協議会は、弘前市成年後見支援協議会運営規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができないとされております。本協議会の定数は9名でございますが、本日は8名の委員が出席しており、会議の成立要件を満たしております。また、現在の委員の任期が12月25日までですので、皆様の任期は、12月26日から2年間となります。そこで、新しい任期の新会長と会長に事故があったときにその職務を代理する新職務代理者を決定いただくこととなります。議事進行につきましては、弘前市成年後見支援協議会運営規則第3条第2項の規定により会長が議長とされておりますので、現在の会長にお願いいたします。会長、議長席へお移り願います。</p>
議長	<p>それでは議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>初めに会長の選出を行います。弘前市成年後見支援協議会運営規則第3条第1項により、会長の委員の互選となっておりますが、選出方法は選挙又は推薦の二通りありますが、いずれの方法がよろしいか、ご発言をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">《推薦との声あり》</p>
議長	<p>ただいま、推薦がよいとのご意見がありましたが、これにご異議ありませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声あり》</p>
議長	<p>それでは、会長の選出方法は推薦といたします。どなたか推薦をお願いいたします。</p>

議長	<p>《再任との声あり》</p> <p>ただいま、再任という声がありましたが、私が再任ということでよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>《異議なしの声あり》</p> <p>ご承認いただきましてありがとうございます。それでは、引き続き、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、会長職務代理者についてですが、私から指名してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>《異議なしの声あり》</p> <p>それでは、私から指名いたします。会長職務代理者として土岐委員を指名します。土岐委員、引き続きお願いいたします。</p> <p>以上で組織会を終了いたします。</p> <p>では、次に、協議に入ります。案件1（ア）「市民後見人の受任状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。案件1「市民後見人の受任状況について」ですが、資料2をご覧ください。現在、弘前市では、4名の市民後見人が活動しています。延べ人数といたしましては6名となっておりますが、被後見人の方がお亡くなりになったため、後見活動が終了となった事案が2件で、2名が終了となっていることから、現在の実活動人数は4名となります。</p> <p>現在活動している市民後見人は、平成24年度の研修修了者の第1期の登録の方となっております。平成27年度からの申立ての際には、平成26年度研修修了者の第2期の方も候補者として選定する予定としていましたが、平成27年度の11月末現在の市長申立て件数6件中、市民後見人登録者名簿に登録している方を候補者とした事案は0件となっております。これは、市民後見人候補者名簿に登録している者を市民後見人として裁判所に推薦する際のケースとしている申し合わせ事項に合致する、親族間に争いのないことや本人の財産が過大でないなどのケースが無かったことによるものです。今後、多くの市民後見人が活動を開始できるよう推薦の方法等も含め検討して参りたいと考えております。</p>

議長	<p>今の事務局の説明に何かご質問等はありませんでしょうか。 活動している市民後見人は4名ということですが、市民後見人の名簿に登録している方は何人くらいいますか。</p>
事務局	<p>登録人数は47名です。</p>
議長	<p>(議長) 「ぱあとなあ」で扱っている、専門職で扱っている後見人の人数はどのくらいでしょうか。</p>
委員	<p>登録者は128名です。手元に資料がないものではっきりしませんが、受任者は確か78名だったと記憶しています。</p>
議長	<p>これは、弘前市ですか、県全体ですか。</p>
委員	<p>青森県全体です。</p>
議長	<p>弘前市ではどうですか。</p>
委員	<p>個別には受任していますが、弘前市で何人ということはわかりません。中南の地域では30人くらいいるのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>市では市長申立ての件数を把握していますか。</p>
事務局	<p>市長申立ての数は、今年度は11月30日現在で6件です。そのうち後見が5名、補佐が1名です。</p>
議長	<p>これは、市民後見人ではないのですよね。</p>
事務局	<p>そうです。今年度は、専門職後見人の方です。今は、市民後見人を候補者とする条件は、施設に入所されている方ですとか、後見相当の方、本人の財産が過大でなく比較的収支が安定している方ですとか、土地処分など複雑な後見事務が無い方、親族間の争いが無いということ全て揃った方としております。本年度の6件は、該当にならなかったということです。</p>

議長	<p>弘前市は60名前後の後見の方がいるということですね。もっと増えないものかと思います。市民後見に結びつかない状況には、利用者の心理的な抵抗があるのでしょうか。任意後見とかがあると思うのですが、この市民後見には任意後見もありますか、高齢者の認知症だけですか。</p>
事務局	<p>こちらは、任意後見は対象にしておりません。      高齢者の認知症が多いのですが、今年度の6件の市長申立てのうち、認知症の方は4名、知的障がいの方は2名となっております。ちなみに、昨年度の平成26年度1年間ですと、市長申立てが14件でありまして、認知症の方が12名、知的障がいの方は2名となっております。以前は、知的障がいの方はほぼゼロに等しかったのですが、昨年・今年度と知的障がいの方の市長申立ても増えてきております。</p>
議長	<p>ゆっくりではありますが、徐々に増えてきているのですね。</p>
事務局	<p>件数としては増えてきております。平成25年度が全部で8件、平成26年度が14件、平成27年度の現時点で6件ですので、今現在進めているものも3件程ありますから、今年度いっぱいであれば、昨年度を上回るのではないかという予想がされます。</p>
議長	<p>20件以上ですか。</p>
事務局	<p>20件はいかないかとは思われます。</p>
議長	<p>だいぶ前は、市長申立てが1件もないというときもあったので、それに比べればずいぶん増えたなと感じます。先ほどの市長の話にもありましたが、5人に1人が認知症ということになりますので、ますます需要が多くなるかと思います。</p>
成年後見支援センター	<p>今、事務局からも話がありましたが、今年、市民後見につながる事案がないということについても打ち合わせをしています。市長申立てということは、親族がいないとか、親族間の争いがあるとか、スタート段階で難しい状況ですので、その辺も市長申立てに限らなくても良いケースもあるのではないかと考えています。例えば、成年後見支援センターに相談に来るケースには、市民後見人でもいいのかなというものもありますし、前もお話ししましたが、後見をやっていますと最初と最後が大変ですので、最初の方を専門職が整理してあげて、そこから渡すというか市民後見人に交代するというのもできるのではないかと考えています。一度、裁判所の書</p>

記官と話をして、それはできなくはないということです。ただ、センターと市で渡してもいいと思うケースでも、裁判所でそう思うかは別物なので、それはケースバイケースだとお話しされていました。その辺の仕組みづくりをしていく必要があると思っていましたので、今後検討していきたいと思い、今お話ししました。

この前、成年後見支援センター主催の研修会を行いました。東洋大学の先生に来ていただいて講演していただき、その後に少し話をしました。難しい、簡単なケースはないという話を、やっていると必ず難しいことが出てくるのだから、市民後見人をサポートする体制をつくってあげれば、難しいといわれるケースでもやってもいいのではないかと話をされていました。あとは、どのようなサポートをしていくかということも実際にやっていく必要があると思っています。

今は4件ですが、やっていると難しいこともでてきており、その辺は弁護士さんと相談していかなければならないケースもでてきています。それを前提に考えてあげれば、もう少し市民後見人をお願いしてやってもらってもいいのではないかと思います。監督業務のところでもお話ししますが、1人1件でやってもらっているの、非常に丁寧にやってもらっています。そのような面では、もっともっと市民後見人に渡していける仕組みを考えれば、もっと増えてもいいのではないかと考えていました。

議長

市民一般への周知徹底という点ではいかがでしょうか。地域包括支援センター、民生委員、町会長とか、そういった方々へ成年後見人制度の周知は進んでいるものでしょうか。

事務局

まだまだPR不足と感じており、周知・PRに努めて参りたいと考えております。

議長

受け皿は十分あって、仕組みもできつつありますので、ぜひよろしくお願ひします。

事務局

成年後見支援センターの相談件数などについて少しお話しします。  
昨年度1年間では458件の相談がありました。ひと月あたり30件以上の相談があります。その半数以上は高齢者の相談と多くなっています。認知症の方がほとんどなのですが、成年後見支援センターへの相談の場合、市内の方だけではなく、県内全域からのご相談とか県外からの相談もあります。顔が見えない、知らない人の方が、内容まで相談できるのかなという部分もあります。これは想像ですが、本当に近いと、相談をして「あの方だ」と分かってもよくないという気持ち的なものがあるのかな

	<p>と。相談の内容としては、成年後見支援センターなのですが、成年後見に関するものだけではなく、虐待など違うものもあり、きたものは全て成年後見支援センターで受けてもらっています。</p>
<p>議長</p>	<p>親族が後見人となるのがふさわしくない事例もあると思います。そのような相談もありますので、どんどん振ってはいるのですが、振っても対象にならない空振りも最近はあります。十分やれているから安心だという事例もあるのですが、それはどういうことなのでしょうか。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>空振りということではないのですが、申立てするときに、候補者をきちんと入れて、信頼できる方にやってもらいたいと考えていますが、見ていると市長申立てにならないケースもあります。そうすると市民後見人につなげることはできません。その辺が残念だなと思います。相談もすごく多いですし、後見につながるケースも多いです。逆にどのようにさばけばいいのかなというところで、悩んでいるケースも多くなってきています。</p>
<p>議長</p>	<p>私の経験で、成年後見人をお願いしたらどうかというケースがあったのですが、問題ないから大丈夫だと軽く断られたことがありました。これはどのような経過でそうなったのでしょうか。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>施設で断ってきたものです。収支がトントンで、遠くにいる親族が見つかりましたので、契約できますから大丈夫ですということでした。解決できたようでした。</p>
<p>議長</p>	<p>他に何かございますか。具体例でもどんなことでも結構です。</p>
<p>委員</p>	<p>市長申立ての全てが利用支援事業の対象者であるとは限らないと思いますが、徐々に増えていくことによって、その辺の予算措置の状況はどのようになっているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>利用支援事業に関しましては、年々増えてきてはおります。資力がないからといって、この制度が使えないということがあってはいけないということで、市としましては、予算を年々増やしております。財政的にも限りはございますが、できる限り対応してまいりたいと考えてはおります。ちなみに、平成26年度の利用支援事業は全体で10件ありました。こちらの方は、報酬付与の関係の申立てだけで、申立てのときの支援については申請がありませんでした。27年度は11月30日現在でもう既に10件となっております。最終的には昨年度を上回ると思われます。</p>

議長	<p>できれば、数値的なものは表があれば見やすいのかなと思いますので、次回からは資料として年度ごとの実績で出してください。</p> <p>他にございませんか。特になければ次に移りたいと思います。</p> <p>続きまして、案件1（イ）「後見監督業務」について、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>市民後見人の方が安心して活動できるためのサポート体制として後見監督業務を行っております。市民後見人の活動を支援して2年弱となりますが、成年後見支援センターから近況と感想を述べてもらいたいと思います。お願いいたします。</p>
成年後見支援センター	<p>監督業務の基本的な内容をお話しします。受任した初回は一緒に施設に行き挨拶をします。施設で通帳を預かっている場合はそれを受け取り、面会をして、今後の方針をケアマネージャー、地域包括支援センター、施設の方などいろいろな関係者と話をし打ち合わせをします。金融機関にも行かないようになりますので、そのときにも同席しています。最初の方はなるべく一緒に行き、市民後見人を紹介したりしています。定期的なものとしては、月1回皆さんに集まっていって、ミーティングをしています。その時に活動の報告と通帳と出納帳の全てチェックしております。やはり、お金が一番心配なところですので、適正に管理されているかということを確認します。半年に1回、裁判所への報告がありますので、その報告書類に関しましては、全てこちらでチェックしたうえで、裁判所に提出しています。活動していて分からないこと、施設とのやりとりなど、いろいろと出てきますので、その時は随時相談を受けて対応しています。監督業務については、このように行っております。</p> <p>印象としては、先ほども申し上げましたが、非常に皆さん丁寧にやっけていただいております。急に亡くなるというケース、今回も2件亡くなっております。亡くなってからお寺を探したりお墓を探したりすることは大変ですので、相続人が誰かとかを今のうちにきちんと調べてくださいということで、こちらから様式を渡しています。基本的には死後の事務は法的な業務ではないので、どこからどこまでやるかということをごきちんと親族と打ち合わせしておくということ、家・土地がある場合はどうするかなどを事前に調べてくださいということも話しています。これをやることで、相続人がいないとしていた人に実はいたということなど、やはり結構出てきます。最近では、本人ではないのですが、本人の亡くなったお兄さんの口座が見つかったケースもあります。相続をどうするかを考えなければならぬケースもありますので、そのようなことを市民後見人の方にやっていただいております。専門職だとどうしても、月1回の面会とか支払いとな</p>

	<p>ってしまいますが、市民後見人の方々は同じ目線で考えてくれます。例えば、この施設で本当にいいのかとを考えてくれたり、ベッドが汚れていれば施設の方に話してくれたり、本人の立場に立って考えてくれているというのは非常にすごいなと思っています。そのような視点を忘れないようにしようということで、やっております。先日の研修会でも思ったのですが、地域包括ケアシステムですとか、後見人がつけばあとはOKだと思われていますが、本来であれば後見人がいてもケアマネージャーや地域包括支援センター、施設、インフォーマルな部分では民生委員や地域で生活している方々が関わってネットワークを作って、被後見人が自分らしい生活のできるネットワークを作っていかなければならないという話を聞いて、その辺も表を作って、市民後見人の皆さんで本人を取り囲んだ社会資源に何があるか、どうすればその人がその人らしく生活できるかということを考えていきたいと考えています。常にそのような視点で、市民後見人の皆さんにはやってもらっていますので、非常に頑張ってもらっていると思っています。逆に言えば、今後、市民後見人を支えるネットワークをもっともっと強化していければいいのではないかと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの、成年後見支援センターの発表に何かご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>昨年の宿題ではないのですが、後見人がキャッシュカードを使えればという話がでていましたが、それはどうなったでしょうか。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>できるようですが、それはやらないようにしています。カードを持つこと自体がリスクです。落としたりすれば、他の人に使われることもあるので。銀行に聞くとできるとのことですが、そこはリスク管理として、それはやらないようにして、きちんと通帳管理して窓口でおろしています。</p>
<p>議長</p>	<p>通帳と印鑑は後見人が持っているのですね。書くのも後見人が行っているのですね。</p>
<p>成年後見支援センター</p>	<p>市民後見人の方が書いて窓口でおろしています。</p>
<p>議長</p>	<p>もう一ついいでしょうか。医療同意の件です。これは、ダメだということでした。この前話を聞いて思ったのが、医療同意をできないことはわかるものの、現場では一刻を争う、1分もしくは10分以内に決断を迫られるという緊急の状態、例えば脳梗塞等で脳血栓溶解剤などを投与するときは、発症後2時間以内というものがありますが、救急車で運ばれて来たときに後見人も一緒に来て「今、決めろ」というときは、「明日まで待つと</p>

<p>成年後見支援センター</p>	<p>死んでしまう」という1分1秒の世界なのです。医療同意できないといっ ても困ります。この矛盾について思ったのですが、別に医療同意をしなく ても、その人の思いや普段の考え方を十分知っていると思うので、それを 医療従事者に説明することで、医療機関が独自に判断することができると思 うのです。医療機関というのは、救急で来る場合、情報が少ないのです。 ですから、後見人の方々から情報提供を、この方はこういう性格でこうい う方でというような、普段からこのようなことを望んでいるというような ことを情報として教えていただくことで、かなり医療機関の決定力に作用 してくるような気がします。その辺のところをサポートしてもらえないも のでしょうか。</p> <p>亡くなったケースが2件あるのですが、1件のケースに関してはやはり 「どうしますか」ということになりました。その時はお姉さんがいました ので、あらかじめお姉さんに連絡を取っていて、後見人は医療同意できな いため、お姉さんに連絡を取って、お姉さんに同意を取ってもらいました。 そのような状況があるかもしれないので、なるべくそのような状況をつく らないように、先ほども言ったように、事前に親族間の関係をきちんと調 べて連絡を取れる状況をつくっておくようにと話をしています。1分1秒 を争うかもしれませんが、その時はきちんと連絡を取ってどうするかと、 あとは意向を取って、本人とか親族の意向を聞いておくということも事前 にやるようにはしています。</p> <p>医療同意はできないのですが、話し合いには後見人は一緒に入ります。 私がやったケースですと、全く身寄りがなく、後見人とケアマネージャ ーと施設の管理者3人で医者の説明を聞いて対応したケースがあります。 後見人が1人で決めることもできませんので、カンファレンスを開いて合意しておくということが大事だと思いま す。</p> <p>リーガルでは医療同意はどのようにしていますか。</p> <p>非常に難しい問題です。リーガルサポートで、昨年、医療行為の同意に ついて現場でどのようなことを求めているかアンケートを行いました。が、 そのアンケートの結果と集計に対する回答についてまだはっきりとした ものが出ていない状況です。</p> <p>ここからは、私の個人的な意見になるのですが、正直なところ、後見人 に医療行為の同意を求められても困ると思います。特に我々のような専門 職の後見人だと申立てにも関わっていないことが多々あります。裁判所 の方から推薦依頼というものがリーガルサポートの青森支部にまわってき</p>
<p>委員</p>	

て、そこから各地域の登録者に「今手が空いていて、受けられる方はいませんか」とあり、何とかみんなで頑張っけて受けるというような状況ですので、後見人がついた時には何も情報がありません。後見の状態ですから、ご本人と会話できる状況もまずないです。このような状況なのです。しかも、推薦依頼がまわってくる案件ということもあり、ご親族が元々いなかったり、仲が悪かったり、利益が対立していたりと複雑な事情があつて専門職にまわってくるので、なかなかご親族のご協力を得られないというケースを抱えることがどうしても多いです。ですから、これまでの過去のことを聞く相手もいないです。そういう状況で後見人になることも多いです。先ほどのように、連絡がとれる親族がいればもちろんいいのですが、最終的に後見人に判断を求められるケースというのは、今言った、親族の協力が得られない、いても連絡がつかない、仲違いしているといったケースで、後見人の他には誰も現場に付き添えないということも非常に多いです。そうしたときに、緊急の場合で、何度か病院に呼ばれて手術の同意をしてくださいと言われたことがあるのですが、同意はできませんので、説明を聞いたうえで医療の専門家としてどのような手段が適切かということについて教えてくださいと伺います。基本的には、それに則つてやっていただきたいですということでは話します。ただそこは同意ではありません。誰かしらそのような受け答えをしないと前に進まないというのが現場にはあると思いますので、そのようなかたちでやってはいますが、ただ正直それもしんどいです。自分の身内でもないですし、全くの第3者の方の最後の判断を委ねられるということが非常に心理的に負担になります。専門職ですらそうですから、市民後見人の方に医療現場でそれを求められると非常に酷な状況なのではないかと思います。なので、ここについては、本来はもう少し政策的な何かしらの対策、国ないし、いわゆる公のところでもう少しガイドライン等をつくつて、親族がいないケースでどのように進めていくのかを順序立てて、後見人に最終判断を求めなくても、なんとか医療の専門家としてのチームで検討していくというかたちをつくつてもらえたら非常に助かると思うのです。責任の押し付け合いをしている感じなのですが、正直なところはそのようなところです。現場では話を聞いたうえで、「何が最善の方法か教えてください、基本的にはそれに従います」とお話しして、これまでは何とかやってきてもらえました。同意書に判子を押さないとやらないと言われてしまうと、どうしようかとなります。実際に同業者の研修会で聞いた話では、とにかく書かないと進めないとなつて、権限はないと再三言つたうえで、渋々名前を書いて判子を押したという方ももちろんいらっしゃいます。そこは、ケースバイケースで、個々の判断ということになると思うのですが、非常に難しいところです。

<p>議長</p>	<p>私からすると、まず癌の末期、老衰、高度認知症は、現場ではあまりやらないという方向になっています。要介護3以上の方に対してもあまり積極的にやる方向にはないです。一番問題なのは、臓器不全、突然心停止、道ばたでバツタリと倒れた時、運び込まれた時に、挿管するかしないかという判断が一番、救急の現場では挿管をするかしないかの判断が求められます。これを普段から、意識のある、意思のとれる人であればできるだけ、重篤な生命の危機に陥ったときに救命措置をしますかということだけでも一筆とっておく。ひと頃、問題になったのは、主治医が勝手に人工呼吸器を抜いて殺人罪に問われたという事件があるのです。ですから、救急で来たときに挿管しないとあとで裁判所に殺人罪に問われる可能性があるのです。人工呼吸器につけるかつけないか、入れる前に決めてもらわないとなりません。医療コストもすごくかかります。自己負担は安いでしょうが、市からでる医療費は月100万単位でかかります。段々老衰している人、認知症が強い人とか癌の末期とか、超高齢とか、あまり問題になる事例はないのですが、比較的元気な50代の方や要支援の方がもし突然そうなったときにどうするかということです。その辺のところでは後見人の方が利用者に聞いてもらおうと助かるなど。これは現場の意見だと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>あまり話ができないという状況であれば、そのような意思確認は難しいと思います。親族がいれば別ですが、親族がいないと難しいのではないのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>津軽地区老人福祉協会です。特別養護老人ホームの方でも、今は、入所の時の契約の際に、何かあったときにどうしますかという話を聞きます。本人ではなく、家族の意向は一回伺うのですが、本人の家族の意思も変わってくる場合もあります。その時は尊厳死という話もあるのですが、やっぱり延命してくださいということもあるので、入ったときの意思がそのまま医療について通るということでもなく、最終確認をするということが、特別養護老人ホームの方でも必要だなと感じております。後見人をやっていたり、施設の管理者をやっていたりすると、やはり医療の現場にお世話になることが本当にあります。後見人は医療同意ができません。でも医療の方は同意を求めているということがあります。どちらも答えが出ていないと、今話を聞いて思うのです。親族とか家族がいればそこですぐ判断してできます。普段からカンファレンスをやっていたらいいのですが、先ほどもあったように急にあったときは、まわりもまさかというところがありますので、その辺もやっぱり後見人ではここまでしかできないということと医療の方から求めていることと食い違っている部分があると思います。先生方にも後見人のやる仕事やれることをもう少し周知していただければ</p>

	<p>れば、もっとスムーズにいけるのかなと思いますので、そちらの方もお願いします。</p>
議長	<p>射水市の抜管による殺人事件という裁判があつて以来、救急医療学会では一応のガイドラインはつくっています。でも、術前の本人の意思確認があれば確実です。</p>
委員	<p>実際、市民後見の監督をしている中で、市民後見をやって良かったとか、いろいろな生の声があれば教えてもらいたいのですが。なければ状況だけでも結構です。</p>
成年後見支援センター	<p>この前の研修会で、市民後見人の方2名に発表していただきました。その時に出たこととしては、自分がやって逆に勉強になったとか、いろいろな人に支えられていることが改めてわかったとか、そのようなお話や感想をいただきました。すごく良かったと思ったのですが、最初はそのつもりでやっているわけではなく、興味があつてやったのですが、このことを通して地域がみんなで支える仕組みができればという話です。すごいなと思って聞きました。すごく意識が高くなってきたなというものがあります。やることによって、我が身にもあり得るということで、早く、地域で支える仕組みづくりをしていきたいという思いでやっていると話されていました。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>無ければ、準備した本日の案件は全て終了です。案件協議はこれで終了することにします。次に、その他に入ります。事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>前回の会議で出席されました方に、前回の会議録を本日お配りしております。間違いなど記載ミスがあつた場合は、資料3の用紙に記載し、郵便又はファックスにて福祉政策課までお送りいただきたいと思います。よろしく申し上げます。当協議会の平成27年度第2回の開催は、3月頃を予定しております。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に、何か質問、追加はありますか。</p>
委員	<p>青森県地域包括・在宅介護支援センターです。せっかくですから、在宅介護支援センターの仲間の間では、最近、市の担当課の対応もあり、相談があつても自分たちの実行力も上がってきたということです。なるべくワンストップに近づけたいということが、実りある方向に向かい、支援セン</p>

	<p>ターにあまりお世話にならなくても自分たちでやれるようになってきたなという話を聞いていましたので、ここで伝えたいと思います。</p> <p>これとは別個に、数字の確認なのですが、先ほど利用支援事業の件数が、平成26年度が10件で、平成27年度はもう既に10件というお話しでしたけれども、トータルで市としてこの利用支援事業で支援している実際の件数は合計でどのくらいあるもののでしょうか。</p>
事務局	<p>利用支援事業は平成23年度から始まっているのですが、こちらの方は平成27年度の11月末現在まで24件となっております。平成23年度24年度は1件ずつしかなく、平成25年度が2件、平成26年度が10件、27年は現在で10件ですので、年度末までとなりますとかなりの件数に伸びる予定です。当市の場合、市長申立てに限らないで、親族申立てでも申請いただき、要件に該当すればお出ししますという要綱となっておりますので、この先利用支援事業は伸びていくのではないかなという予想です。</p>
委員	<p>数え方の確認ですが、その年度に利用支援事業でいわゆる報酬の支援をしたということが10件とか2件とかという数え方ですか。</p>
事務局	<p>そうです。年度ごとです。だいたい利用支援事業の報酬付与ですが、1年で裁判所へ申立てする後見人が多いようです。裁判所の審判をもって申請いただくかたちを取っております。毎年度申請している方もいらっしゃるかと思いますが、この数字は年度ごとの申請となっております。</p>
委員	<p>実人員となると少ないかもしれないし、必ずしもこの数値とは一致しないということですね。</p>
事務局	<p>そうです。だぶっている方はいくらかいらっしゃると思いますが、だぶっている方はいくらかだと思います。</p>
議長	<p>他に何かありますか。数字がないので見えません。数字があればと思います。</p>
事務局	<p>今回は資料としてお出しします。</p>
議長	<p>せっかくですので、終わりにあたって、一言ずつご感想をお願いします。</p>

<p>委員</p>	<p>リーガルサポートです。個人的には、医療行為の同意については、いつも非常に悩ましく思っていて、我々の団体も法務省等へかなり働きかけはしているのですが、いかんせん、役所の方は現場がどうなっているかがよく分からないのです。なので、非常に鈍いです。ただ、当然、現場で何かしらの決断を求められるということは、後見人については必要なところかと思えますので、そのような意味でも市民後見については、一人で決断を負わせないようなサポート体制が必要になってくるかと思えます。そのようなところも含めて、今後是非やっていきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>ぱあとなあ青森です。先ほど、利用支援事業について、弘前市の実状を聞いて、市長申立てに限らずに、幅広く対応していると伺いました。ただ、同じ圏域の中であっていても、市町村によって多少、まだまだ出してもらえないところがあるようですので、圏域で足並みを揃えていただけると助かるなど思っておりますし、自分たちでそういった市町村にあたっていかなければならないと考えたりしているところですが、もし市でもプッシュできる場面がありましたら、このような声も挙がっていましたと言ってもらえれば嬉しいです。</p>
<p>委員</p>	<p>社会福祉協議会です。私どもの方では、後見に至る前の段階の日常生活自立支援事業というものをやっているのですが、今年に入ってから契約している高齢の方5名が亡くなっていて、契約始まってからだいぶ長いので、契約者に高齢の方が増えてきて亡くなるのとあわせて、亡くならないまでも後見が必要となってくるという状況、状態が変化してきて、現在も2名ほど申立てを行っている段階です。新しい契約の方も、今年に入ってから7件、年内では10件を超えると思われるのですが、利用も増えてきています。今の段階では、前はあくまでもうちの方の事業の利用ということでしたが、ケアマネージャー、地域包括支援センター、病院などから相談を受ける時には、必ずうちの事業と後見とどっちがいいのかといった話で相談を受けることもあって、あおい森ねつとにその都度相談をかけながら、適切なサービスの利用を考えながらやっているという状況です。</p>
<p>委員</p>	<p>弘前市障害者生活支援センターです。私からは、障がい者の方に相談で対応させてもらっているのですが、その中での現状を少し話します。利用者さんの方から成年後見制度について知りたいということで相談を受けることが多くなってきましたので、今年度、あおい森ねつとに来ていただきまして、勉強会を行いました。その中では、障がい者の方ご本人やご家族、相談支援事業者の方にも多数来ていただいて、関心が高いということと、</p>

	<p>将来的に必要となったときにすぐに利用できるよう、自分のこととして考えておきたいという気持ちがすごく皆さんあるのではないかと感じました。</p> <p>地域の課題を話し合う、地域自立支援協議会というものがあるのですが、その中に子ども専門部会がありまして、その委員をしているのですが、親御さんからのアンケートの結果からも、成年後見制度についてはかなり関心があるようで、制度を知っている方は半数以上で、将来的に使いたいと皆さん考えていることが大変伺えました。また、特別支援学校の方でも勉強会などがやられているのですが、多数ご参加されているとお聞きしております。当センターに寄せられる相談として最近では、成年後見制度だけでなく財産や土地の処分をして、世帯全体で相談を受けて欲しいというケースが割と多くなってきています。ご本人が障がいを持っていて認知症のご家族がいるという相談も出てきていて、成年後見制度以外の部分でもいろいろ制度を活用しながら、専門機関と相談しながら進めていかなければならないというケースもあって、あおい森ねつとに相談するかもしれないと考えながら、今相談を受けている状況です。ひとり暮らしの方も大変多いので、これから市民後見人の方々にご活躍していただき必要性が高まっていくのではないかと、相談を受けながら感じています。</p>
<p>委員</p>	<p>私の方では、当地区の老人福祉協会の活動についてお話ししたいと思います。我々も協会で毎年春と秋に集まって市内で研修をしています。どんな研修をやるかを部会で決めるのですが、部会の中でのニーズに、成年後見制度が必ずあります。例えば、前は特養の部会で後見人の勉強を、今回は在宅部会であるというような感じですね。特別養護老人ホームといった施設だけでなく、在宅の方でもそのような勉強をして現場で相談業務をされている皆さんも知識を習得したいというニーズがだいぶ高まってきていると私は感じております。現場の方ではPRというか周知はできているのかなと思っておりますので、今後も協会としては、後見人は専門職的なイメージが、もちろん専門職の仕事ですが、それを施設の相談員、ケアマネージャー、看護師、介護員などが関わって行って、良いネットワークをつくっていければ、私たちも被後見人のために役立てるのではないかと感じております。</p>
<p>委員</p>	<p>行政は皆様が動きやすいようにお手伝いすることだと思っております。件数はだんだん上がってきていますし、それだけのニーズを持った方が掘り起こされてきているのだらうと思っております。ですから、その辺のニーズに的確に答えることができるように、行政としての資金的な面とか、その辺の手当をしっかりとやっていきたいと考えております。どうぞよろし</p>

成年後見支援センター

くお願いいたします。

先日の研修会で講師が、成年後見人イコール権利侵害だとおっしゃっていました。後見レベルとなると本人の同意なしに全部できてしまうので、ある意味では権利侵害になり得るということです。これを聞いて自分もハッとさせられて、権限を持っているからこそしっかり本人の意思を代弁しなければならないのだと考えさせられました。そこに気をつけてやっていけるような市民後見人を育成して育てていかなければならないと思っています。そうなればなるほど、施設との対立構造ができてくるので、だからこそ市民後見人をサポートできる体制というものをこのセンター以外にも地域でつくっていかなければならないと思っていました。この辺も見ながらやっていきたいと思ったり、まだまだ満足せずやっていきたいと思っております。今日の資料にもある東奥日報にも載っていますが、このセンターがあるからこそ市民後見人が誕生しています。青森は養成していますが、センターがないので市民後見人がゼロとなっています。もっとしっかりした体制をつくって、弘前から県内・県外に発信して行って、全県的にひろがっていけるように、いいものをつくっていきたいと考えております。

当センターと社協のあつぷるは一とが関わり、地域包括支援センターの社会福祉士が関わり、あおい森ねつとが後見人として関わるケース会議を開いておまして、困難なケースの解決に向かっております。今まで本当に必要だったことが、ようやく実現できて、利用者本位の支援ができていると思っています。民事法研究会で出している実践成年後見に成年後見支援センターの取り組みについて原稿依頼がありました。思いを書きましたので、是非見ていただければと思います。成年後見にずっと関わってきまして、弘前市は成年後見支援センターができたこともそうですが、市長申立てもやってくれるようになりましたし、利用支援事業も使えますし、市民後見人も利用支援事業を申請できるというようなことがあります。地方都市であっても頑張っていると思ったり、実践成年後見に書かせていただきました。地域は自分たちがつくります。お金が無いとか、人がいないということは分かっていることなので、できる人たちが持ち寄って、いい地域をつくっていこうと思っていたのですが、それが市民後見人の皆さんにもす

ごく伝わって、それぞれ自分たちができることはやろうという動きになっていることは素晴らしいと思います。先ほど、これからもっとやることがあると話があったので、まだ気を抜いてはいけないと思ったりしました。新たな取り組みとして進んでいくことがいいのかなと思います。日頃の活動に協

力いただきありがとうございます。

相談に来る方は、後見人がつけば何でも解決してくれると思っていることが結構多いです。後見人がついていても解決できない問題も多々あると思うので、そのような問題を地域で解決していけるような仕組みを成年後見支援センターでつくっていただけたいと思いますし、後見人がついたケースであれば、市民後見を地域でバックアップしていく仕組みとかをつくってあげれば、地域がもっと良くなると思いますので、そのような活動をしてきたいと思っています。

昨日名古屋に成年後見制度の研修会に出席しました。ちょうどそのテーマが市民後見人ということでした。そこで、成年後見制度というのは判断能力が衰えたとか無くなったりした方を支える制度なのですが、その後見人を支えるシステムづくりをやっていかなければならないと聞きました。医療同意の話等もありましたが、成年後見支援センターだけでなく地域全体で、後見人に全てを委ねるのではなく、あくまでも地域全体で、本人と後見人を支えていくシステムをつくっていただけたいと思って、今日の話聞いておりました。

議長

今の話を聞いて、一番の思いは市民後見人の普及だと思いました。市民一人ひとりが生きがいを持って取り組んできている。これは、地域の絆につながる、地域コミュニティの再生・再構築にもつながっていくのではないかと。単なる後見だけで終わらない、広い活動に繋がっていくのではないかと楽しみを憶えました。

それでは、これをもちまして、平成27年度第1回弘前市成年後見支援協議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

- ・ 会議の公開、非公開 【公開】
- ・ 傍聴者数 【1名】